

四万十町縫製共同作業場条例の一部を改正する条例について

改正後			改正前		
(名称及び位置)			(名称及び位置)		
第2条 作業場の名称及び位置は、次のとおりとする。			第2条 作業場の名称及び位置は、次のとおりとする。		
名称	位置		名称	位置	
四万十町見付縫製共同作業場	四万十町見付972番地・973番地内		四万十町見付縫製共同作業場	四万十町見付972番地・973番地内	
(略)			<u>四万十町興津第一縫製共同作業場</u>	<u>四万十町興津2135番地73地上</u>	
			(略)		
別表 (第6条関連)			別表 (第6条関連)		
名称	使用料	使用料算定期間	名称	使用料	使用料算定期間
四万十町見付縫製共同作業場	月額 25,700円	月の初日から月末までとし、利用期間が1か月に満たないときは、日割計算とする。	四万十町見付縫製共同作業場	月額 25,700円	月の初日から月末までとし、利用期間が1か月に満たないときは、日割計算とする。
四万十町興津第二縫製共同作業場	月額 26,500円		<u>四万十町興津第一縫製共同作業場</u>	<u>月額</u> <u>45,800円</u>	
四万十町大井川縫製共同作業場	月額 20,600円		四万十町興津第二縫製共同作業場	月額 26,500円	
			四万十町大井川縫製共同作業場	月額 20,600円	